

アメリカの大学における地域共同

単位互換制、転学制度、地域認証団体



横尾 恒隆

岩手大学・教育学部

□ はじめに

今日わが国では、学問研究の進展に伴い、新しい学問領域が出現しつつあるほか、既存の学問領域でも研究の高度化と細分化が進んだ結果、一つの大学で、すべての学問領域を網羅することが難しくなってきた。他方で、大学に対する国民や学生の要求も多様化している。これらの事情を反映して、最近大学における単位互換制や地域の大学の連携の必要性が提起されている。

本稿では、筆者自身が留学の経験をもつカリフォルニア

大学の事例などに基づきながら、アメリカにおける近隣の大学との単位互換制や地域ごとの大学の認証団体といった「大学の地域共同」をめぐる状況について紹介することを主たる目的とする。しかし同時にサマーセッションなどによる近隣の大学以外との単位互換制や転学制度など、必ずしも「地域共同」の範疇に入らない問題についても触れることとする。これは、転学制度（これは近隣の大学との間のものとは限らない）が、単位互換制の延長線上にあり、しかもアメリカの大学においては日本の大学よりも普及していることで、触れない訳にはいかないと考えたからである。本稿が、「大学連携」をめぐる議論にいささかでも役立つ

つことがあれば、幸いである。

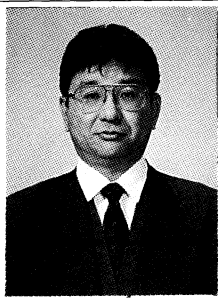
□ アメリカの大学における単位互換制

カリフォルニア大学の 各キャンパス間の連携

単位互換制については、近年わが国でも議論され、一部では実施に移されているが、従来から

アメリカにおいては、広くおこなわれているようである。

ここでは、カリフォルニア大学 (University of California) を例にして説明したい。カリフォルニア州には公立の高等教育機関網としてカリフォルニア大学網、カリフォルニア州立大学 (California State University) 網、コミュニティ・カレッジ網の三種類がある。このうちカリフォルニア大学は、研究や大学院の比重が大きく、日本で



よこお・つねたか ●一九五五年神奈川県生まれ ●専攻は技術・職業教育 ●論文に「アメリカ職業教育連邦補助立法における補助金支出条件、歴史の変遷」、「学校の技術・職業教育と学校外の職業教育・訓練の関係についての国際比較研究」平成五年度科学研究費補助金総合研究 (A) 研究成果報告書) ほか。

いえば旧帝大クラスに当たる。これに対しカリフォルニア州立大学 (California State University) は地方国立大学に相当し、コミュニティ・カレッジは公立の二年制短大で職業教育や成人教育などを視野にいれたものである。

カリフォルニア大学は、バークレー、ロサンゼルス、サンディエゴ、サンフランシスコなど州内に九つのキャンパスをもっているが、各キャンパスの独立性は高く、それぞれが別々の大学とみてよい。日本でいうならば、東京大学を日本大学東京校、東北大学を同仙台校、名古屋大学を同名古屋校と呼ぶようなものである。

このようにかなり独立した形を取っているとはいえ、各キャンパスの間には、研究・教育の連携もいろいろな形でおこなわれている。図書館の連携もその一例である。カリフォルニア大学の場合、各キャンパスの図書館がコンピュータ・ネットワークで結ばれ、自分のところのない文献がどのキャンパスにあるかがわかるようになっている。

カリフォルニア大学

ロサンゼルス校

(UCLA) における

単位互換制

さて本節の主題である単位互換制の例を私自身がかつて留学した経歴を持つカリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) の例を紹介してみよう。同校のカタログ (一九九三—一九九四年

版) (文献①) には、学部生と大学院生の双方について、他の高等教育機関で取得した単位の認定に関する規定が出ている。

まず学部生の方からみることにする。UCLAでは、夏季、または、通常の学期に登録(アメリカでは、学生は各学期の始めに「登録」を済ませないと、その学期の科目の履修はできない)しないという条件のもとで、(1)UCLAの「拡張」(extension)コース(主として成人教育を目的としている)、(2)コミュニティ・カレッジ、(3)他の四年制の高等教育機関、の単位をUCLAの卒業単位として認められ得ると記されている。

ただし他の高等教育機関の単位は無条件に認められるのではなく、単位認定に当たって、様々な条件が定められている。

まず単位認定に当たってUCLAですでに履修した科目と類似したものは、認めないこととされている。これは、同じ内容の科目を二つ取っても、単位にならないということであって、これは当然のことであろう。

また、原則としてUCLAの卒業単位として認められるのは、カリフォルニア大学の他キャンパスとUCLAの「拡張」コースで取得した単位(後者については、UCLA

当局が指定した科目に限って単位が認められる)に限られている。しかし場合によっては、他大学の単位も、認められる。

なおUCLAでは大学院においても、条件つきで他大学の大学院の単位が認められることになっている。大学院においても、単位互換制は近隣の大学との間のものを中心になっているようである。先に触れた同校の一九九三—一九九四年版のカタログによると大学院に関して、(1)カリフォルニア大学の異なるキャンパス間、(2)UCLAと南カリフォルニア大学の間、に単位互換のプログラムが設定されている。

まずカリフォルニア大学のキャンパス間の交換プログラム(Inter Campus Exchange Program)についてであるが、このプログラムによる単位の認定を受けることができる条件として、(1)カリフォルニア大学の一つのキャンパスに一学期間在籍して、成績良好であること、(2)学科長の許可等が必要なこと、(3)他のキャンパスの教授陣、施設、設備などにより勉学の向上に貢献すると認められること、が挙げられている。

このプログラムによって他のキャンパスで学んでいる大学院生は、相手方のキャンパスで、自分のキャンパスと同

様、図書館、健康保険のサービス、リクレーション施設の利用等で、自分のキャンパスにいるのと同様の扱いを受けることができ、また取得した単位も、自分の側のキャンパスで、正式な単位として認められる。

またロサンジェルズ市内の私立大学である南カリフォルニア大学 (University of Southern California) との相互登録プログラムについてみると、(1)UCLAに少なくとも一学期間在学し、成績良好であること、(2)UCLAで学ぶことができない専門的な科目であること、等が単位認定の条件とされ、八単位のみが修士学位取得の単位として認められる。

サマーセッション による他大学の 単位取得

こうしてUCLAの例でみると、単位の互換は、近隣の大学とのものを中心となつていようである。しかし多くの大学で、サマーセッションで取得した単位については、遠隔地の大学の単位を認めているようである。サマーセッションは、夏季期間中の施設設備を有効に活用し、学生に勉学の機会を与えようとすることを意図したもののようである。(もちろん夏季に休みたい者やアルバイトに専念したい者は、そうしてよいのである)。

このサマーセッションについては、東京大学の荻谷剛彦氏が『アメリカの大学・ニッポンの大学』(文献②)で、氏自身がシカゴ郊外にあるノース・ウェスタン大学で、サマーセッションの授業を担当した経験について書いておられる。

それによれば、アメリカの大学のサマーセッションは、(1)成人教育、(2)留学生の語学研修、のほか、他大学の学生が単位を取得するのにも利用できることである。これは自分の在学している大学とは別の大学で学ぶ機会を与えるのが趣旨であるが、なかには、不足した単位を補足して、卒業にこぎつけようとしている学生もいるようである。

いづれにせよ、サマーセッションでは、年齢も出身地も異なる学生が集まるのであり、荻谷氏は、これがアメリカの大学が時間・空間を越えて学生の大移動を許す、「開かれた時」なのだ指摘しておられる。

□ 転学制度の「明」と「暗」

転学制度の「明」

単位互換に見られるように、他大学の単位を正規の単位として認めるという論理を延長すると、転学を認めるといふことにな

がる。

UCLAのカタログでは、同校に転学する際の条件として、一般教育に関する要件 (General Education Requirements) や各専攻のための「要件」を満たしていることが挙げられている。すでに取得した単位の移行については、UCLAで提供されている科目と同等のものであるとみなされる科目の単位がUCLAの卒業単位と認められることとされている。

多くの大学で転学の規定は、外国からの留学生にも適用される。日本からの留学生も、日本の大学の二年生を終えたところで三年生への編入は可能であり、多くの留学生がこの制度の恩恵に浴しているようである。新入生として大学に入学するのには、日本人といえどもアメリカ人学生と同じくSATなどの進学適性検査を受験しなければならぬが、転学の制度を利用すれば、それを受けずに済むようである (ただしアメリカ留学を希望する学生の多い英文科などの場合、履修した科目の内容がアメリカの大学のものと同レベルのものともみなされず、単位の認定されない場合が多いようである)。

「転学制度の「明」は、やり直しがきくということである。よくいわれるように日本の大学入試は、一発勝負であり、

「たった四年間この大学に在学したかが、一生を決めてしまう」という批判がなされている。

これに対し、アメリカの大学の場合、水準の高くない大学に入ってしまったもやり直しがきくといえる。公立短大であるコミュニティ・カレッジを終えた学生にも四年制大学の三年への編入が認められている。事実自身が留学したUCLAにおいても何人かのコミュニティ・カレッジ出身の学生と知り合いになった。その中には、日本をはじめ様々な国からの留学生が含まれていた。彼らにとつて、いきなりUCLAに留学するのは難しいが、コミュニティ・カレッジという経路を通ることによってUCLAに入学することができたという訳である。

ただしコミュニティ・カレッジや二流大学から一流大学に転学して、苦労する場合もあるようである。私がUCLA在学中に聞いた話であるが、別の大学からUCLAに移ってきた女子学生が、それまでいた大学では、Aの成績しか取ったことがなかったにもかかわらず、UCLAで受けた最初の試験で落第点を取り、自分の家に逃げ帰ったという話を聞いたことがある (もつともこの学生の場合、父親に励まされてUCLAに戻ってきたとのこと、かつて日本でも放送されたテレビ・ドラマの父親像は、いまだ健在と

いうことか)。

転学制度の「暗」

どうもこれまで転学制度について、アメリカの大学ではやり直しが聞くと、この面ばかり強調してきまってきたが、同時に転学制度の「暗」の部分にも目を向けなければならぬであろう。

転学制度の「暗」は、実際には、コミュニティ・カレッジからの四年制大学、とりわけ一流大学への編入は、実際には、難しいということである。この点については、先に触れた苅谷氏が紹介している(文献②)。

それは、とりあえずコミュニティ・カレッジに入学した学生がそこでよい成績は取れないのであって、学生は徐々にそういう現実を知っていくことである。このようにして、高校卒業後にじっくり時間をかけて、彼らの能力では一流大学は無理だということを知らせ、だんだんにあきらめさせるといふ仕組みができていくという訳である。苅谷氏は、このように学生の野心を冷やしていく仕組みが「クーリング・アウト」と呼ばれていることを指摘している。

また大学間の転学は、二流校から一流校という上昇の方向だけでなく、その逆も有り得ることも指摘しておかなければならないであろう。すでに知られている通り、アメリカ

カの大学には、成績不振者を退学させる規定がある。これについては、やはりUGIAの例をみておこう。

ここでは、他の多くの大学と同様、各科目の成績のAを四点、Bを三点、Cを二点、Dを一点(以上は、単位が認定される)、不合格のFは〇点として成績評点の平均値(Grade Point Average 略してGPA)を算出する。このGPAが一・五を割ると即刻退学となる。また二・〇を割った場合には、執行猶予を意味する「プロベーション」(probation)となり、この状態が二学期間続くとやはり退学となる。

成績不振で退学となった学生は、当然よりレベルの低い大学に移らなければならなくなる。もちろん、先に触れたような大学教育でのやり直しは、成績不振で退学になった学生にも当てはまるのであり、一流大学を退学になった者が別の大学でよい成績を挙げて、もとの大学に舞い戻ることもある。なかには一流大学を成績不振で退学になって、二流大学に転学し、そこですてきなガール・フレンドをみつけて、二人してもとの大学に戻ったなどという話もあるようである。しかしもちろんもとの大学に戻ってこれないことも多いはずで、アメリカの大学教育が持つこうした厳しい側面も知って置く必要があるだろう。

□ 地域ごとの大学認証団体

認証制とはなにか

「大学の地域共同」ということと関わって、忘れてはならないのは、地域ごとの大学認証団体のことである。地域ごとの認証団体の話に入る前に、まず認証制について見ておくことにする。喜多村和之氏の『大学改革とはどういうことか』(アクレ・ディテーションの理論と実際) (文献③)によれば、認証制は、高等教育機関を教育課程、教授陣などの観点から審査し、それらに基づいて認証するもので、この認証によって高等教育機関は正規のもの認められる。

喜多村氏によれば、認証制の目的は、①教育機関及び教育課程が一定の水準以上にあることを保証し、②いわば、大学の質を保証することによって、社会の信用を保持することにあるとのことである。

現在、地域ごとの認証団体(中部、ニュー・イングランド、北中部、北西部、南部、西部)、専門分野別の認証団体(法学、歯科医学等 三十九団体)などがあり、それらを全体的に統轄するものとして全米高等教育基準認定協議会(COPA)がある。

認証制の起源

次に認証制の歴史的経緯を見ることが出来る。アメリカにおいて認証制が発展してきたのは、一九世紀末から二〇世紀初期にかけてのことであつた。

一九世紀末には、高等教育機関の水準に関する基準はななく、高等教育機関の水準はまちまちであつた。当時、ハーバードなど一定の水準をもつ大学の入学要件は厳格で、しかも一八九〇年代ごろには、これらの大学の入学要件は厳しくなっていく傾向にあつた。他方「カレッジ」などと呼ばれる教育機関の中には、中等学校で十分な教育を受けていないものを入学させ、ハイ・スクールのライバルとなっているものもあつた。

このような状況のもとで、中等教育と高等教育の区分を明確化し、一定の水準をもつハイ・スクールを育成すると共に、大学教育をその上に位置づけることによって、大学教育の水準を向上することが求められていた。そのために取られたのが、大学(及びその連合体である認証団体)によるハイ・スクールの認証制と認証団体による大学の認証制であつた。

まず、最初に大学によるハイ・スクールの認証制についてみることにする(文献④)。大学によるハイ・スクールの

認証制は、一八七一年にミシガン大学で開始されたといわれている。これは、卒業生を同大学に入学させることを望むハイ・スクールを、大学の教授陣によって選ばれた委員会が視察するというもので、この委員会は、その学校の組織、教職員、施設、設備、教育課程、卒業生の成績等の状況に基づいて、認証をおこなった。そして認証された学校は、ミシガン大学に卒業生を無試験で入れるようになった。このことによりハイ・スクールは、大学の入学試験準備のことを考える必要がなくなったのである。

この認証制は中西部諸州を中心に全米各地に広がっていた。しかし、認証制が普及しても、州ごとにあるいは大学ごとに入学要件が異なるという状況は続いた。こうした状況に対して、地域ごとに統一された組織の必要性が主張されるようになってきた。そして州を超えた地域ごとの認証団体が作られた。

地域ごとの認証団体のこのような動きの一例として挙げることができるのは、「北中部カレッジ・中等学校協会」(North Central Association of Colleges and Secondary Schools)である。

同協会は、加盟している大学の入学要件を四年制のハイ・スクールで十六単位(一単位は、週五時間で一年間の授

業を受けた場合に与えられるとされた)を取得すること、その中に二年間の英語、二年間の数学、一年間の科学、一年間の歴史を含むことを要求した。

地域毎の認証団体は、ハイ・スクールのみならず、それに所属することを希望する大学についても、教育課程、教授陣、施設設備等に基づいて認証をおこなった。

大学及びその連合体である地域の認証団体によるハイ・スクールの認証と認証団体による大学の認証は、別々のものではなく、一体のものであった。繰り返しになるが、両者とも、一定の水準をもつハイ・スクールを育成し、大学教育をその上に位置づけて大学教育の水準を向上させることをめざしたものであったからである。

認証制の現状

次に現状を見ることにする。先に触れた喜多村氏は、ニュー・イングランド学校

・大学協会 (New England Association of Schools and Colleges) ——アメリカの東部六州(コネティカット、メイン、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ロードアイランド、バーモント)を統轄している——を例に、現行の認証制の実態を説明しておられる。(文献③)

それによれば、まず新規加盟や十年ごとの再認定を求め、高等教育機関は、その使命と目的、教育課程、教授陣、

施設・設備等に関する自己評価レポートを作成する。次に同協会の管轄地域の諸州のなかから十人前後の大学教授や管理者から構成される委員会がその大学を訪問し、書類審査と大学関係者に対するインタビューをおこない、ニュー・イングランド協会に報告する。協会は、その報告に基づいて可否を決定することになる。

最後に認証制に関する見解を述べたいと思う。喜多村氏は、認証制が大学の自主的なあるいは自律的な水準の維持の手段であると評価している。すなわち認証団体は、「大学人が自律的な大学の団体的な自治の発想」に基づいており、認証制の背景に「アメリカ文化の特徴としてのボラントリーズムがあり、それは外部勢力や政府の介入に対抗する民間的な自律主義であり、高等教育の質を守るという志を同じくする大学の自発的な運動」であると、氏は評価している。

しかしわれわれは、この制度がもつ厳しきの側面については、じゅうぶん認識しておく必要があるだろう。最近大学の「自己評価」が求められるまで、日本の大学は、一度設置が認可されてしまえば、その研究や教育の内容に組織だった評価を加えられることはなかった。

もし日本の大学に同様な制度を採用するならば、各大学

は十年に一度、自分たちの大学の使命、目的、教授陣の研究、教育の内容等に関して、自己評価の報告書を作成し、地域ごとの認証団体の選出した委員の査察を受けることになる。そして審査に不合格となれば、その大学は正規の大学として認められなくなり、卒業生が他大学の大学院に入学することもできなくなる。近年アメリカの大学の認証制度についての関心は近年高まってきているが、認証制には従来日本の大学が経験してこなかった一種の厳しさを伴うものであることを認識しておく必要があるだろう。

□ おわりに

以上、アメリカの大学における単位互換制、転学制度、地域ごとの認証団体についてみてきた。これらを通じてアメリカの大学は、日本の大学にはない制度面での柔軟性とダイナミズムを得てきた。日本において「大学の大衆化」がいわれだして久しいが、大学教育のシステムは、それにふさわしく変化させられてきたとはいえない状況にある。今後わが国の大学教育のあり方を考える際に、「大衆化」を早く経験したアメリカの大学の事例に学ぶことは、非常に多いであろう。とりわけ単位互換制や転学制度によって、

学生は、自分の学びたいことを学ぶ機会を広げることができることになる。

しかしアメリカ式の制度の導入によって、日本の大学教師は、その職務上の厳しさが増すことになる。認証制度が採用された場合、数年に一度、研究、教育に関する自己評価をおこなない、その結果に基づいて認証団体の審査を受けなければならなくなる。また、単位互換制や転学制度によって、大学の教師は、いままで以上に学生の選択の対象となる。同時にアメリカ式の制度の導入は、学生に対しても従来のような受け身の学習は許されず、何をどうして学ぶのかという問題意識が要求されることになる。ましてや転学制度ともに成績不振者を退学させる制度が導入されれば学生たちも大変である。

こうしてアメリカ式の単位互換制、転学制度、認証制度は、日本の大学の研究教育活動に従来以上に厳しい要求をするものである。もちろんこれらの制度には、日本の大学の活性化につながる部分も少なくない。しかし同時に日本の大学に従来以上の厳しい要求をする以上は、単に日本の大学の自覚を促すだけではなく、事務職員を含む人員配置や施設・設備の改善もおこなうことが必要なのではないかと思われる。

なお筆者は、アメリカの大学に留学した経験があるとはいえ、アメリカ高等教育が専門ではないので、本稿に思わぬ誤りがあるかも知れない。読者の御叱正を請うしだいである。

〈参考文献〉

① UCLA, *General Catalog* 1993—94.

② 苅谷剛彦『アメリカの大学・ニッポンの大学——T.A. シラバス・授業評価』玉川大学出版部（一九九二）。

③ 喜多村和之『大学評価とはなにか——アクレディテーションの理論と実際』東信堂（一九九二）。

④ E.A. Krug, *The Shaping of American High School 1880—1920*, The University of Wisconsin Press (1969)°